

令和8年度みんなで伝える滋賀食材！つながり育む魅力創造強化事業委託仕様書

1 目的

飲食店や小売販売事業等による滋賀食材を利活用する取組は、地産地消から、さらに滋賀食材を応援する取組として、県内外へと広がっている。その一方、各事業者の具体的な取組内容が見えにくく、消費者への訴求が乏しい等、そのポテンシャルが活かしきれていない。

本事業では、滋賀食材の利活用を推進する取組である「おいしが うれしが」キャンペーンに登録されている生産者と流通・小売事業者を中心に、県内外の意欲ある事業者の協働による新たな取組を生み出すなど、生産者と滋賀食材を利活用する事業者、さらには、事業者間をつながりを活性化し、「消費者へ伝える力」の向上を図ることで、滋賀食材のさらなる消費拡大へつなげることを目的とする。

2 委託業務の内容

「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者などを対象に、「学ぶ」「感じる」「創る・広げる」「育てる」の連続した交流会を展開し、協働による滋賀食材の活用や付加価値の向上等新たな取組の創出と、その取組の発信について、情報共有、企画立案から実践、ブラッシュアップまで一気通貫した伴走支援を行う。実施にあたっては、以下の内容を踏まえて、企画・運営を行うこと。

(1) 優良事例の共有「学ぶ機会の創出」

「おいしが うれしが」キャンペーンに登録されている事業者等を広く参集し、滋賀県食材を活用した事例を共有し、滋賀食材の活用や魅力発信の取組意欲を高めるとともに、新たな連携、取組のアイデアを生み出すきっかけとなる機会を創出すること。実施にあたっては、次の内容を満たすこと。

- ① 「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者のうち優良・模範となる事業者を講師とし相互の交流の機会とすること。
- ② ①の交流の機会について、参加事業者の規模としては概ね50事業者以上、うち、優良・模範となる事業者（講師）を概ね5事業者とする。
- ③ 参加事業者に対して、協働による新たな取組への意欲を喚起し、本事業の次の展開への参画につながるよう工夫すること。
- ④ 開催の様子は幅広いメディアで発信し、本事業の趣旨や今後の取組等について、周知が図られるよう努めること。

(2) 意欲的な事業者による新たな取組の企画会議「感じる機会の提供」

(1)に参加した事業者のうち、意欲ある事業者を中心に、協働による新たな取組を創出し、実践していただくように支援すること。実施にあたっては、次の内容を満たすこと。

- ① (1)の参加事業者の中で意欲的な事業者が新たな取組へ参画するよう働きかけること。
- ② 新たな取組は、複数の事業者が連携・協働したものであること。
- ③ 新たな取組は、その企画にあわせてチームを作り、事業後の自走化を見据え、企画立案から実践、情報発信までの一連の流れを伴走支援すること。なお、1チームで複数の企画を立案・実践しても差し支えない。
- ④ 新たな取組は、概ね5企画以上とし、1企画あたりの参画事業者数は、取組が効果的に

実施できる適切な事業者数となるよう工夫すること。なお、効果的な事業者数を確保するため、新たな取組への参画を企画ごとに改めて募ることも可とする。

- ⑤ 各チームの企画会議は、生産現場や販売現場を体感する体験型交流を実施するなど、企画の内容に応じて柔軟に開催形態を工夫するものとし、実践に向けて適宜開催回数を調整すること。
- ⑥ 新たな取組へ参画する事業者のうち、「おいしが うれしが」キャンペーンに未登録の者がある場合は、積極的に登録を促すこと。

(3) 新たな取組の企画発表会「創る・広げる取組の支援」

(2)において、各チームの新たな取組について、企画発表・共有する機会を設け、メディアを通じて広く周知すること。実施にあたっては、次の内容を満たすこと。

- ① 各チームの新たな取組について、すべてを対象とすること。
- ② 各チームの新たな取組にかかる内容、今後の予定等、その後の集客や消費拡大へつながる具体的な内容を発表、周知できるよう調整すること。
- ③ 企画発表会を各新たな取組を実践するキックオフとして位置付けること。

(4) 成果発表会・評価会「育てる機会の創出」

(3)で発表した新たな取組について、その実践の成果を交流会形式で評価・共有する機会を設けること。実施にあたっては次の内容を満たすこと。

- ① 各新たな取組の継続を目的とし、改善点や成功事例を抽出、共有する内容とすること。
- ② 各新たな取組の継続につながるよう、取組ごとに実施体制や成果、課題を総括し、とりまとめること。
- ③ 事業後の各新たな取組の自走化に向けた仕組みづくりについて、受託者の企画提案に基づき、県と協議して取り組むこと。

(5) 事業全体の情報発信

本事業全体を通して、各取組状況について、適宜、継続的に、県内外の消費者などに滋賀食材の魅力として伝わるよう、WEB、SNS、メディア等の多チャンネルを活用する等効果的な情報発信を行うこと。

(6) その他

- ① 企画提案においては、新たな取組の創出・実践・発信にかかる伴走支援の方法と合わせて、想定する新たな取組に基づくイベントについて、告知や募集の方法、実施場所、実施時期、1回あたりの実施規模等を、自由に企画し提案すること。なお、実際の取組内容については、参画事業者の企画立案によるものであり、その企画に応じて柔軟に対応する必要があることに留意すること。
- ② 新たな取組に基づく各イベントの実施後は、必要に応じて参画事業者や消費者に対するアンケートを実施すること。項目については、受託者の提案に基づき、県と協議して決定する。
- ③ 新たな取組について、活動状況、参加者数、成果実績など事業全体の進行管理と県への定期的な報告を適切に行うこと。
- ④ 適宜、必要資料やデータの整理・提出を実施すること。

(7) 委託業務に含めるべき具体的な内容

- ① 本委託業務の実施にかかる生産者・飲食店等への参画・参加の呼びかけや連絡調整業務
- ② 新たな取組に基づく各イベントの食材納入にかかる各生産者、飲食店等との連絡調整業

務

- ③ 新たな取組に基づく各イベントの運営にかかる経費のほか、メニュー等商品開発がある場合はその経費（食材サンプル代等）の負担。ただし、メニュー等商品販売にかかる経費（食材の仕入れ、送料等）については対象外とする。
- ④ 交流会や新たな取組に基づく各イベントの告知およびPR資材などの装飾にかかる経費
- ⑤ その他、目的を達成するために必要と思われる事項

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 実績報告書の提出

- (1) 事業完了後、活動内容の報告書および電子データを滋賀県農政水産部みらいの農業振興課に提出すること。提出期限は、令和9年3月31日とする。
- (2) 報告書は事業の効果測定、今後の改善策の検討に資する構成とすること。

5 留意事項

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたっては、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県へ提出すること。
- (3) 業務の進捗を管理する責任者および連絡員（責任者と連絡員が同一でも可）を置くこと。
- (4) 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- (5) 成果品（撮影写真、提案書含む）に係る一切の著作権を県に譲渡するものとし、県の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。
- (6) 県による成果品（撮影写真、提案含む）データの二次使用（ホームページへの掲載等）を認めること。
- (7) 成果品（撮影写真、提案含む）データは今後、県が改訂作業等において業務を委託する者が再編集することを認めること。
- (8) 成果品（撮影写真、提案含む）データは今後、県が認めた場合に限り、本事業を通じて創出された取組における二次使用（ホームページへの掲載、イベント等での使用等）を認めること。
- (9) 印刷データ作製に必要な写真は受託者において用意することとする。ただし、県が所有している写真で必要なものがあれば提供する。
- (10) 委託事業の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託事業以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託事業の終了までに県に返却することとする。
- (11) 県との打合せ、取材、撮影、旅費等、本業務の履行にかかるすべての費用の一切は契約金額に含まれているものとする。
- (12) 本仕様書に明示されていない事項であっても、事業目的を到達するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託者の負担で実施する。
- (13) その他、業務の実施にあたり疑義が生じた場合については、県および受注者による協議の上決定するものとする。
- (14) 本委託業務の履行時において、著作権の使用許可手続きが必要な場合は、受託者の責任において済ませておくこととする。また、著作権などに関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理する。
- (15) 委託業務の実施にあたり秘匿情報を第三者には漏らしてはならない。